

令和元年度
第2回甲府市地方卸売市場運営協議会議録

日 時 令和元年7月25日（木曜日）午前10時から11時45分

場 所 甲府市地方卸売市場管理事務所 2階会議室

出席者 遠藤久史委員、仙洞田寿委員、羽中田勝由委員、遠藤一郎委員、
神宮司健男委員、日向勝男委員、中川直明委員、前嶋健佐委員
清水仁委員、小澤浩委員、川崎靖委員、渡邊敏文委員
萩原爲仁委員、森澤清子委員、小林文子委員、佐野善臣委員

以上16名

欠席者 鶴田一郎委員、有野義人委員、内田賢一委員

以上3名

事務局 伊藤市場経営室長、芦澤経営管理課長、以下市場経営室係長3名

次 第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事

議題

- (1) 甲府市地方卸売市場業務条例及び規則の改正点について
- (2) その他

【議長】

議題(1)甲府市地方卸売市場業務条例及び規則の改正点について、事務局より説明を求めます。

【事務局】

「甲府市地方卸売市場業務条例及び規則の改正点について」説明

— 要旨 —

- ①卸売市場法の改正に伴い、山梨県卸売市場条例が廃止され、これまで県が行っていた卸売業者の許可を市の承認とするための条文を追加する。
- ②業務の運営や取引参加者が遵守すべき事項については、国の基本方針に定めのある「差別的取扱いの禁止」などの共通ルールは条例に定め、「商物分離」などのその他のルールは規則で定める。

③その他の取引ルールについては、平成 29 年度年にアンケート、平成 30 年度年から 31 年度にかけて、青果部及び水産物部の卸売業者、仲卸組合、買参組合ごとにヒアリングを実施し、「商物分離」については、現状維持。「第三者販売」「直荷引き」「自己買受」については、一定の条件を付して原則自由とする。また、「受託拒否の禁止」については、条件付禁止として規則に定めることで意見が集約され、取引委員会において了承された。

④市の条例に定める売買取引及び決済方法については、開設者と卸売業者が卸売予定価格や数量、売買取引の方法や条件などをインターネットの利用、その他の適切な方法で公表する旨の条文を追加する。

【議長】

ありがとうございました。説明のありました内容につきまして、委員の皆さまのご意見をお伺いいたします。

【委員】

法律がもう公布されているという事ですが、市の条例を改正すれば県の条例が廃止されても市場は機能するという事ですか。

【事務局】

はい。

【委員】

改正後の市の条例は、いつ施行になりますか。

【事務局】

12 月の議会に上程して、施行は来年の 6 月になります。

【委員】

今回の市場法改正のメリットを教えてください。

【事務局】

流通の合理化が図られるとともに生産者や消費者ニーズの的確な対応が図られることが期待されます。

【委員】

確かにメリットがないと改正はしないと思いますが、デメリットも考えていかなく

てはならないと思います。大きな改正だと思いますので、しっかり見届けながらやっていかなければと思います。

昨年度スタートした「甲府市地方卸売市場経営戦略」と条例改正の関連性についてお聞かせ下さい。

【事務局】

条例改正は市場秩序を保ち、公正な取引環境の確保を促進することで、市場の活性化に繋がることを目的としています。

経営戦略においても効率的な運営と市場機能の強化等を図り、市場関係者が一体となって市場を活性化するという事で、相互の関連性は非常に強いものと考えております。

【委員】

ありがとうございます。この改正に向けての運営協議会はもう無いのですか。

【事務局】

法制担当と協議後に開催させていただきます。

【委員】

わかりました。基本的には市場の活性化のため、法の趣旨に則った条例改正が必要と考えていますが、それによって特定の所だけが利益を得るとなると意味がありませんから、身近な魚屋さんや八百屋さんが苦勞しないような改正を行い、市場が活性化していけば良いと思います。

【議長】

先ほども事務局から説明がありましたが、3月に改正の趣旨等をこの協議会で説明頂いて、ヒアリング等を重ねてこられてという事ですが、市場関係者の意見は反映されているという事でよろしいですか。

【事務局】

先ほど説明をさせていただきましたその他の取引ルールにつきましては、市場関係者の意見を踏まえて改正案を示させていただいたところであります。

今回の法改正の趣旨は、取引の適正化と生産及び流通の円滑化を図ることであり、各市場の実情に合わせて、新たな需要の開拓や流通の効率化により、産地や実需者の多様なニーズに柔軟かつ迅速に対応できるよう取引ルールを決めるものであります。

その様な中で、市場関係者とヒアリングを重ねてまいりましたので、市場関係者の

意見は十分に反映しているものと考えております。

【議長】

その上で今月 11 日の取引委員会の方でも今回お示し頂いた案という事でよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。

【委員】

市場ごとに取引のルールが変える事ができるという事なのですか。

【事務局】

その他の取引ルール 5 項目については、取引参加者の意見を十分に聴いた上で、各市場の実情に合わせて定めることができるという事でございます。

【委員】

わかりました。卸や仲卸などの市場機能が損なわれないよう無理のないようなルールを決めて頂いて、活性化に繋がる条例改正が必要だと思えます。

一般の消費者にも条例改正があつてよかつたなと思えるように運営協議会も努力していかなければと思えます。

【事務局】

今、委員さんからご意見頂きましたが、やはり公設市場として公正な取引環境は堅持していかなければならないと思っております。その中でも基本は安全安心な生鮮食料品を扱うという事でございます。

また、規制を緩和したからと言って何をしてもいいという事ではなく、その辺は私共も指導監督していきながらやっていきたいと思っております。

【議長】

他になにかございますか。

【委員】

今回の市場法改正は、生産者の所得向上と多様なニーズへの対応、新たな需要の創設など、市場を活性化しようという話で市場法改正があつたと思えます。それに向けて市場関係者の意見を聴いて方向性を見出したと思えますが、市場の活性化という事で

は若干弱いかなという感じを受けます。

現在はインターネットでほしい物を買える時代になりましたが、八百屋さんや魚屋さんが、季節の品物を皆さんに提供できるのは、市場関係者がその時期にあった物を集荷して届けているという努力であり、その重要性というものを再認識して頂きたいと思います。

また、我々卸の事務所は耐震補強が出来ていますが、土場の補強に関しては完全とは思えません。実際、雨漏りもしています。集中豪雨や地震に耐えられるのか、今後10年やっていけるのか、従業員の命も預かっていますので、いささか疑問な部分ではあります。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。市場としては、産地から消費者に至るまで市場としての機能を果たすことが重要であります。

公設市場としてしっかり運営してまいります。

また、施設の老朽化につきましては、緊急度等を見極めながら対応をはかっていきたいと思います。

【議長】

この件に関しましては以上でよろしいでしょうか。他にご意見ございますか。

委員の皆様からいただきましたご意見を参考に、業務条例及び規則の改正を行うと共に、会議録をホームページに掲載するという事で委員の皆様よろしいでしょうか。

— はい。 — という返事あり

次回は9月位に法制当局とつめた案をお示し頂けるという事でよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。そのような予定で考えております。

【議長】

議題(2)「その他」につきましてはご意見ございますか。

【事務局】

「経営戦略の今年度の進捗状況及びHACCP対応について」の報告

【議長】

ただいまの件につきまして、何か意見がございますか。

— 意見なし —

【議長】

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。
協力ありがとうございました。

4. 閉会